令和７年第３回七飯町議会定例会議案関係資料

◎条例の概要、新旧対照表及び関連資料

資料１　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第３８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・１

資料２　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表（議案第３８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３

資料３　職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の概要（議案第３９号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～５

資料４　職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（議案第３９号）・・・・・・・６～９

資料５　職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（議案第３９号）・・１０～１２

資料６　七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（議案第３９号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

資料７　七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要（議案第４０号）・・・１４

資料８　七飯町水道事業給水条例新旧対照表（議案第４０号）・・・・・・・・・・・１５

資料９　入札の経緯と結果（議案第４１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

資料１０　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の概要（議案第４２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

資料１１　北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表（議案第４２号）・・・・・・１８

資料１２　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議の概要（議案第４３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

資料１３　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表（議案第４３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

資料１４　北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の概要（議案第４４号）・２１

資料１５　北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表（議案第４４号）・・・・・２２～２５

資料　１

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課（七飯町選挙管理委員会）

１　改正理由

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）に規定する公営単価の改正に鑑み、七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額を改定することとするため、所要の一部改正を行うものです。

２　改正内容

七飯町議会議員選挙及び七飯町長選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額（単価）を改定します。

（１）選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額（単価）

項　　目	変更前	変更後	増
ビラ（１枚当たり）	７円７３銭	８円３８銭	＋６５銭

（２）選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額（単価）

項　　目	変更前	変更後	増
ポスター（１枚当たり）	５４１円３１銭	５８６円８８銭	＋４５円５７銭
加算額	５６，９２５円	５６，９２５円	（変更なし）

３　施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、公布の日以後その期日を告示される七飯町議会議員及び七飯町長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された七飯町議会議員及び七飯町長の選挙については、なお従前の例によるものとします。

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条～第７条（略）	第１条～第７条（略）
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）
第８条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第８条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円３８銭を超える場合には、８円３８銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
第９条・第１０条（略）	第９条・第１０条（略）
（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）	（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）
第１１条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５４１円３１銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に５６，９２５円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づ	第１１条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５８６円８８銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に５６，９２５円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づ

改　　正　　前	改　　正　　後
き、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第１２条（略） 附　則 （略）	き、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第１２条（略） 附　則 （略）

資料 3

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を規定するため、次の町条例について所要の改正を行うものです。

・職員の育児休業等に関する条例①
・職員の勤務時間、休暇等に関する条例②
・七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例③

2　改正内容

（１）部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。以下同じ。）制度の拡充

ア　部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除します。（①第１９条関係）

イ　１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能としていた取扱いを削除し、勤務時間の途中でも取得を可能とします。（①第２０条関係、③第１６条関係）

ウ　現行制度の「１日につき２時間を超えない範囲内」で勤務しない形態に加え、「１年につき勤務日の１０日間相当を超えない範囲内」で勤務しない形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とします。（①第２０条の２～第２０条の４関係）

エ　部分休業の取得形態を変更できる特別の事情について規定します。（①第２０条の５関係）

（２）仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置を規定します。（②第１６条の３関係）

3　施行日

令和７年１０月１日から施行します。

4　経過措置

施行日から令和８年３月３１日までの間において、改正後の職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、請求可能な時間の範囲を通常の半分である５日相当分（非常勤職員以外の職員は３８時間４５分、非常勤職員については１日の勤務時間に５を乗じて得た時間）とする経過措置を設けます。（附則第２条関係）

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１８条（略）	第１条～第１８条（略）
（部分休業をすることができない職員）	（部分休業をすることができない職員）
第１９条（案）	第１９条（略）
（１）（略）	（１）（略）
（２）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）	（２）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員を除く。次条において同じ。）
（部分休業の承認）	（第１号部分休業の承認）
第２０条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。	第２０条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。
２　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定による育児時間又は勤務時間条例第１６条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定による育児時間又は勤務時間条例第１６条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」と	３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時

改　正　前	改　正　後
いう。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第２０条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第２０条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第２０条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 （２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

改　正　前	改　正　後
	（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第２０条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２１条　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第１０条及び第２１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 （１）・（２）（略） （部分休業の承認の取消事由） 第２２条　第１４条の規定は、部分休業について準用する。 第２３条～第２５条（略） 附　則	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２１条　職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　会計年度任用職員が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第１０条及び第２１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 （１）・（２）（略） （部分休業の承認の取消事由） 第２２条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。 第２３条～第２５条（略） 附　則

改　　正　　前	改　　正　　後
1・2（略）	1・2（略）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１５条（略）	第１条～第１５条（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１６条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１６条の４第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２・３（略）	２・３（略）
第１６条の２（略）	第１６条の２（略）
	（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
	第１６条の３　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
	（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
	（２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
	（３）職員の育児休業等の関する条例第２３条の規定による申出に係る子の心身の

改　正　前	改　正　後
	状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
	2　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
	（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
	（２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
	（３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
	3　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第１６条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	第１６条の４　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2（略）	2（略）

改　　正　　前	改　　正　　後
第１６条の４（略）	第１６条の５（略）
第１７条～第１９条（略）	第１７条～第１９条（略）
附　則	附　則
１～８（略）	１～８（略）

七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１５条（略）	第１条～第１５条（略）
（給与の減額）	（給与の減額）
第１６条（略）	第１６条（略）
２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	２　職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１９条第１項に規定する部分休業又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
第１７条（略）	第１７条（略）
（育児休業の承認を受けた職員の給与）	（育児休業の承認を受けた職員の給与）
第１８条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。	第１８条　育児休業法第２条第１項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。
第１９条～第２１条（略）	第１９条～第２１条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）

資料 7

七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

1　改正理由

令和７年４月２２日付け国水水第２９号による国土交通省からの「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）」に基づき、災害その他非常の場合における宅内配管の早期復旧及び被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、条例の一部を改正するものです。

2　改正内容

給水装置工事について、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者等又は他の水道事業者等が指定した給水装置工事事業者による施行を可能とするほか、所要の文言整理を行うものです。

3　施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

七飯町水道事業給水条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
目次（略）	目次（略）
第１条～第６条（略）	第１条～第６条（略）
（工事の施行）	（工事の施行）
第７条　給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者（管理者が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の規定により指定をした者及び法第２５条の３の２第１項の規定により更新をした者をいう。以下同じ。）が施行する。	第７条　給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者（管理者が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の規定により指定（法第２５条の３の２第１項の規定によりその効力を失った指定を除く。）をした者をいう。以下同じ。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等（法第２条の２第１項に規定する水道事業者等をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者等による指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。
２～４（略）	２～４（略）
第８条～第３１条（略）	第８条～第３１条（略）
（手数料）	（手数料）
第３２条（略）	第３２条（略）
（１）第７条第１項の指定及び更新をするとき　１件につき１０，０００円以内の額で管理者が別に定める額	（１）第７条第１項の指定及び法第２５条の３の２第１項の更新をするとき　１件につき１０，０００円以内の額で管理者が別に定める額
（２）・（３）（略）	（２）・（３）（略）
第３２条の２～第４２条（略）	第３２条の２～第４２条（略）
附　則	附　則
１・２（略）	１・２（略）
別表第１～別表第３（略）	別表第１～別表第３（略）

資料 9

入 札 の 経 緯 と 結 果 （ 閲 覧 用 ）

学校教育課

入札執行年月日	令 和 7 年 8 月 18 日
物 品 の 名 称	児童・生徒送迎用スクールバス
納 入 期 限	令 和 8 年 3 月 31 日
概 要	児童・生徒送迎用スクールバスの更新
予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）	9,141,000 円
入札書と比較する価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）	8,310,000 円

入 札 の 結 果

参 加 業 者	入 札 金 額	契 約 金 額	摘要
函館三菱ふそう自動車販売株式会社	8,152,000 円	8,967,200円 （非課税取引分を含む契約金額 9,014,420円）	落札
函館トヨタ自動車株式会社	－	－	辞退
函館日野自動車株式会社	－	－	辞退

※契約金額には、入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額、並びに公租公課費等の非課税分を加えた金額で、契約を締結する。

資料　10

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の概要

総務課

1　変更理由

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の解散脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

2　変更内容

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ります。

3　施行期日

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>本則（略）
附　則
（略）
別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　市町村（略）
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区　分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td>石狩管内・渡島管内</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td>後志管内～根室管内</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>本則（略）
附　則
（略）
別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　市町村（略）
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区　分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td>石狩管内・渡島管内</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td>後志管内～根室管内</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

資料　12

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議の概要

総務課

1　変更理由

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の解散脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

2　変更内容

別表第１中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ります。

3　施行期日

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変　更　前	変　更　後
本則（略）	本則（略）
附　則	附　則
１～３（略）	１～３（略）
別表第１	別表第１
石狩郡当別町～桂沢水道企業団（略）	石狩郡当別町～桂沢水道企業団（略）
江差町・上ノ国町学校給食組合	
檜山広域行政組合～とかち広域消防事務組合（略）	檜山広域行政組合～とかち広域消防事務組合（略）
別表第２（略）	別表第２（略）

資料　14

北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の概要

総務課

1　変更理由

北海道市町村総合事務組合を組織する団体の解散脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

2　変更内容

（１）別表第１檜山振興局（１１）の項中「（１１）」を「（１０）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

（２）別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

3　施行期日

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

変　更　前

本則（略）

附　則

１・２（略）

別表第１（第２条関係）組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局・渡島総合振興局（略）	（略）
檜山振興局（１１）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局～根室振興局（略）	（略）

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
１～８（略）	（略）
９　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第６９条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、

変　更　後

本則（略）

附　則

１・２（略）

別表第１（第２条関係）組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局・渡島総合振興局（略）	（略）
檜山振興局（１０）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局～根室振興局（略）	（略）

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
１～８（略）	（略）
９　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第６９条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、

変　更　前		変　更　後	
	妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生		妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、

変　更　前		変　更　後	
	施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外３町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外２町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡３町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高		羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外３町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外２町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡３町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町

変　更　前		変　更　後	
	中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝２町環境衛生処理組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合		外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝２町環境衛生処理組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合
１０（略）	（略）	１０（略）	（略）